

雇用管理に助成金を活用しませんか？

人材確保等支援助成金 雇用管理制度・雇用環境整備助成コースのご案内

このコースは、事業主が雇用管理制度や業務負担軽減機器等（労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等）の導入など雇用管理の改善を行い、離職率低下の目標などを達成した場合に最大230万円（賃金要件を満たした場合は最大287.5万円）を助成する制度です。

助成内容および助成額

導入が必要なメニュー		助成額（※1）	上限額（※1・2）
A 雇用管理制度の導入	a 賃金規定制度（※3） （賃金表の整備）	40万円 （50万円）	80万円 （100万円）
	b 諸手当等制度 （資格手当などの導入）		
	c 人事評価制度 （人事評価制度の導入）		
	d 職場活性化制度 （メンター制度等の導入）	20万円 （25万円）	
	e 健康づくり制度 （人間ドックの実施）		
B 業務負担軽減機器等の導入 （労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等の導入）		対象経費の 1/2 （62.5/100）	150万円 （187.5万円）

具体的な活用事例

① 賃金要件加算なし

諸手当等制度（40万円）＋ 職場活性化制度（20万円）
＋ 健康づくり制度（20万円）

合計80万円

② 賃金要件加算あり

賃金規定制度（50万円）＋ 諸手当等制度（50万円）
＋ 雇用環境整備（対象経費の1/2（上限187.5万円））

合計287.5万円

（※1）括弧内の金額は、賃金要件（5%以上の賃上げ）を満たした場合の額

（※2）上限額は、複数の雇用管理制度又は労働者の業務負担の軽減が図られる機器・設備等を導入した際の助成上限額

（※3）「a 賃金規定制度」は中小企業が対象

支給までの流れ

① 雇用管理制度等整備計画を策定

提出期間内に本社の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出・認定

② 雇用管理制度または業務負担軽減機器等の導入・実施

雇用管理制度等整備計画の実施期間内に導入・実施

③ 離職率の低下目標を達成

雇用管理制度等整備計画期間の末日の翌日から12か月経過するまでの期間の離職率が、目標値を達成していること

④ 助成金の支給（最大230万円）

賃金要件を満たした場合は最大287.5万円の支給

申請・お問い合わせ先

詳しい支給要件、手続きなどの詳細について、ご不明な点は、以下を参考に
していただくか、最寄りの都道府県労働局までお問い合わせください。

助成金の詳細

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000199292_00005.html



助成金のお問い合わせ先・申請先

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/toiawa_se2.html

